

1. 目的と適用範囲

- 1.1 本サービス基本利用規程（以下「本利用規程」といいます）は、DMG森精機株式会社（以下「DMG森精機」、または「当社」といいます）がDMG MORI ブランドの工作機械に付随して販売する CELOS Club (DMG MORI 接続サービス)（以下「本サービス」といいます）を法人、個人、または団体（以下「お客様」といいます）がご利用になる際に遵守いただく事項及びお客様とDMG森精機との間の権利義務関係を定めております。
- 1.2 お客様は、本利用規程及び本サービスの購入に関する書面（「見積書」、「注文書」等の名称を持つがこれに限らない。以下「同意書」といいます）を確認の上、本サービスを注文または利用することで本利用規程に同意されたものとみなされます。
- 1.3 本利用規程とは別に「利用規約」、「ガイドライン」、「ポリシー」等の名称で当社、または本サービスの提供に関わる第三者が、本サービスに関して配布又はウェブサイト上に掲載している文書（以下「個別利用規約」といいます）がある場合、お客様は、本利用規程に加えて個別利用規約の定めにも従って本サービスを利用しなければなりません。
- 1.4 個別利用規約と本利用規程とで矛盾する内容が定められている場合、次々に定める契約期間を除き矛盾する箇所限り、個別利用規約の内容が優先して適用されます。
- 1.5 本サービスを利用するにあたって必要なデジタル端末の取得やインターネット回線の契約、本サービスの利用に適したウェブブラウザのダウンロード等の通信手段の確保は、お客様ご自身の負担で用意するものとします。

2. 本サービスの対象と内容

- 2.1 本サービスは、同意書に記載された DMG MORI ブランドの工作機械（以下「対象機」といいます）を対象とします。なお、お客様が保有する工作機械が当社から購入したものであっても、CELOS もしくは MAPPS（MAPPS 4 及びそれ以降にリリースされたもの）が搭載されていない工作機械に関しては、本サービスを付帯することができない場合がございます。お客様が保有する機械に本サービスを付帯することができるかどうかお分かりにならない場合は、事前に当社の営業担当にご確認ください。
- 2.2 本サービスの提供期間（以下「契約期間」といいます）は、同意書においてお客様と当社が取り決めた通りとし、契約期間の間お客様は本サービスを本利用規程に従い利用できます。具体的な日付の取り決めが同意書に存在しない場合、契約期間は対象機の検収日から起算し、同意書記載の契約年数が経過する日までといたします。
- 2.3 本サービスに含まれるサービス内容は以下の通りとします。
  - (1) 月次稼働状況レポートの配信：対象機の稼働状況を月次でまとめたレポートをお客様から指定を受けたメールアドレスに送信するサービスです。対象機に専用通信装置を設置することに同意いただけない場合は、このサービスの提供はありません。このサービスの提供は、対象機が Fanuc もしくは三菱電機製の制御装置が搭載されている機械である場合に限られます。
  - (2) NETSERVICE：当社修理復旧センターの担当者がトラブルの原因を迅速に特定するために、お客様の対象機の操作盤と当社修理復旧センターを接続し、お客様に対象機の操作画面や格納情報を共有いただくサービスです。対象機に専用通信装置を設置することに同意いただけない場合は、このサービスの提供はありません。
  - (3) CELOS/MAPPS ソフトウェアアップグレード：当社子会社のテクニウム株式会社が運営するホームページ (<https://www.technium.net>)（以下「my DMG MORI」といいます）から、お客様ご自身が対象機に関するソフトウェアのアップデートを直接行っていただけるサービスです。このサービスの提供は、対象機が Fanuc もしくは三菱電機製の制御装置が搭載されており、かつ、ERGOline Touch 操作盤を有する機械である場合に限られます。
  - (4) DMG MORI MESSENGER Secured Connection (4G)：お客様の PC、スマートフォン、タブレットなどのデジタル端末で対象機の稼働状況をモニタリングしていただけるサービスです。同意書にこのサービスが記載されていない場合には、このサービスの提供はありません。
  - (5) CELOS PC-Version：お客様の PC で対象機の工程管理をしていただけるアプリケーションです。同意書にこのサービスが記載されていない場合には、このサービスの提供はありません。このサービスの提供は、対象機が ERGOline Touch 操作盤を有する機械である場合に限られます。対象機にこのサービスを付帯することができるかどうかお分かりにならない場合は、事前に当社の営業担当にご確認ください。
  - (6) DMG MORI Visual Programming：お客様の PC を使って加工プログラムをしていただけるアプリケーションです。同意書にこのサービスが記載されていない場合には、このサービスの提供はありません。このサービスの提供は、対象機が MAPPS 5 が搭載されている機械である場合に限られます。対象機にこのサービスを付帯することができるかどうかお分かりにならない場合は、事前に当社の営業担当にご確認ください。
  - (7) MORI-AP シリーズ：お客様の PC を使って加工プログラムをしていただけるアプリケーションです。同意書にこのサービスが記載されていない場合には、このサービスの提供はありません。このサービスの提供は、対象機が MAPPS 4、MAPPS 4S、MAPPS Pro が搭載されている機械である場合に限られます。対象機にこのサービスを付帯することができるかどうかお分かりにならない場合は、事前に当社の営業担当にご確認ください。
  - (8) MORI-MONITOR：お客様の PC から機械操作盤の画面を遠隔で閲覧・操作いただけるアプリケーションです。同意書にこのサービスが記載されていない場合には、このサービスの提供はありません。

(9) my DMG MORI 専用コンテンツ： my DMG MORI において、対象機の稼働状況、便利な操作方法、各種手順書など、お客様だけがアクセスできる専用コンテンツを提供いたします。

(10) その他、同意書で当社が提供に同意したサービス。

2.4 当社は、本サービスの開発、販売、提供に関する業務の全部又は一部を、当社の子会社、関連会社（以下「子会社等」といいます）または第三者（以下まとめて「受託者」といいます）に委託することができるものとします。受託者に委託する場合、当社は、当該受託者に対して本利用規程及び個別利用規約に定める当社の義務と同等の義務を課すとともに、当該受託者の義務違反について一切の責任を負うものとします。

### 3. 稼働情報の提供

3.1 同意書に別途定めがない限り、対象機には、本サービスを提供するための専用通信装置が設置されます。専用通信装置は、対象機の使用状況、ユニット動作情報（ATC の回数、ポンプの回転時間など）、アラーム情報、および設定画面で登録されているお客様の情報（以下「稼働情報」といいます）を、携帯電話回線やインターネットを介して当社が管理するクラウドもしくはサーバに送信するものです。お客様は、稼働情報を当社に提供すること、および、本サービスを提供すること、対象機の保全、修理をお客様に提案すること、もしくは当社製品の一般的な品質向上を行うことを目的として、次条及び第 17 条の定めを遵守することを条件に、当社または子会社等が稼働情報を収集、閲覧、分析することに同意したものとします。

3.2 専用通信装置に関する取り付け費用は、お客様が負担するものとします。

3.3 専用通信装置は、契約期間が終了した後も稼働情報を当社もしくは当社が管理するクラウドまたはサーバに送信し続けます。お客様は、専用通信装置が存する限りにおいて、稼働情報を当社に提供すること、および、対象機の保全、修理をお客様に提案すること、もしくは当社製品の一般的な品質向上を行うことを目的として、次条及び第 17 条の定めを遵守することを条件に、当社または子会社等が契約期間後も稼働情報を収集、閲覧、分析することに同意したものとします。

3.4 契約期間中、契約期間後に関わらず、稼働情報に基づいて新たに特許権その他の知的財産権（以下「特許権等」といいます）が創出された場合、当該特許権等は創出した者に帰属するものとします。

### 4. 個人情報の取り扱い

4.1 当社が、本サービスの提供に伴い個人情報を取得する場合には、当社の「個人情報保護方針（<https://www.dmgmori.co.jp/privacy/>）」に従って、取り扱うものとします。

4.2 当社は、本サービスの提供を目的として、子会社等に対して前項の個人情報を提供することがあります。当該子会社等には、当該個人情報を当社の「個人情報保護方針（<https://www.dmgmori.co.jp/privacy/>）」に従って、取り扱わせるものとします。

### 5. 料金及び支払方法

5.1 お客様は、本サービス利用の対価として、同意書に定められた利用料金を、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。

5.2 お客様が利用料金の支払を遅滞した場合、当社は利用料金の支払いが確認できない期間に関して本サービスの提供を中止することができます。

5.3 前項に基づいて本サービスの提供が中止した場合であっても、同意書に基づいた金銭債務を当社に対して支払うというお客様の義務は有効に存続するものとします。

### 6. 本サービス利用の更新

6.1 お客様が、契約期間終了後も継続して本サービスの利用を希望する場合、契約期間終了日の 1 カ月前までに、本サービス継続のために新規の同意書を当社と締結するものとします（以下「継続の手続き」といいます）。

6.2 契約期間終了日までに継続の手続きがなされない場合、当社は本サービスの提供を終了します。

### 7. 本利用規程の変更

7.1 DMG 森精機は、変更がお客様の一般の利益に適合するとき、又は変更が本利用規程に基づく契約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的であるときには、お客様の承諾を得ることなく、本利用規程を変更することができるものとします。ただし、本利用規程のうち、2. 3 項で定めるサービス内容については、事業運営上やむを得ない場合に限り、お客様に対し事前の通知をすうえでその全部又は一部を変更、追加、廃止できるものとします。

7.2 前項により本利用規程を変更する場合は、変更前に、あらかじめ変更日を定めすうえで、変更後の規程を DMG 森精機が定めるウェブサイトへの掲載、または電子メールの送信によりお客様へ通知するものとします。

7.3 お客様は、本利用規程の変更を通知された後に本サービスの利用を継続することにより、本利用規程の変更同意したとみなされます。但し、法令上お客様の明示的同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でお客様の同意を得るものとします。

7.4 7.1 項により変更された規程の効果は、7.2 項により定めた変更日より生じるものとします。

## 8. 本サービス担当者情報の登録

- 8.1 お客様は、本サービスの利用にあたり、所定の手続きにより、本サービスに関する連絡、通知のための担当者を登録する必要があります。担当者情報として、氏名、住所、部署名、電話番号、電子メールアドレス等を登録いただきます。担当者が変更になった場合は、速やかに登録を更新いただくようお願いします。
- 8.2 担当者情報のすべてが登録されていない場合、本サービスが利用できなくなる場合があります。
- 8.3 お客様から別途通知がない限り、my DMG MORI に登録されたお客様情報（以下「お客様情報」といいます）が担当者情報とみなされます。また、契約期間を更新する場合、または対象機を追加する場合、お客様から別途通知がない限り、当該ウェブサイトに登録されているお客様情報が担当者情報とみなされます。対象機の所有者または利用者と同一法人、団体に属し、実際に本サービスに関する連絡や通知を受け取る方を担当者として登録することができます。お客様は、当該ウェブサイトにおいてお客様情報及び担当者情報を修正することができます。
- 8.4 契約期間中において、お客様情報または担当者情報に変更があった場合、お客様は、すみやかにDMG森精機または受託者に届け出るものとします。利用者情報または担当者情報の変更の届出がないために、DMG森精機または受託者からの通知、その他が遅延し、または不着、不履行であった場合、DMG森精機または受託者はその責任を負わないものとします。

## 9. 権利義務の譲渡禁止

お客様は、本利用規程に基づく地位、権利及び義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

## 10. パスワード及びユーザーIDの管理

- 10.1 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 10.2 パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客様が負うものとします。

## 11. 転売・廃棄

- 11.1 お客様が対象機を譲渡または廃棄した場合、次の各号に従うものとします。
  - (1) お客様は、当該対象機について本サービスを受けることはできないものとします。
  - (2) DMG森精機は、当該対象機に関わるサービス利用料の払い戻しは一切行わないものとします。
  - (3) お客様は、お客様が所有または使用する他の対象機に対して、本サービスを利用する権限等を移転することはできないものとします。
  - (4) お客様は、対象機を転売または廃棄について、速やかにDMG森精機に通知するものとします。

## 12. 禁止事項

- 12.1 当社及びお客様は、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると相手方が判断する行為をしてはならないものとします。
  - (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
  - (2) 相手方または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
  - (3) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
  - (4) お客様にとっては本サービスに係わるソフトウェアに対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを含む解析行為
  - (5) お客様にとっては本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (6) 相手方のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
  - (7) お客様にとっては第三者のIDまたはパスワードを利用する行為
  - (8) お客様にとってはお客様のIDまたはパスワードを第三者に開示する行為
  - (9) 相手方またはその他の第三者に不利益、損害を与える行為
  - (10) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）への関与、利益供与等
  - (11) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
  - (12) 前各号の行為を試みること
  - (13) その他、相手方が不適切と合理的に判断できる行為

## 13. 権利の帰属

- 13.1 本サービスを構成するコンテンツ（文字、映像、画像、音声、イラスト、デザイン、商標、ロゴマーク、及びmy DMG MORIに掲載の情報を指し、以下「本コンテンツ」といいます。）に関する一切の権利（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権等の他知的財産権及びその他一切の権利）は、当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属します。

13.2 お客様は、本コンテンツについて、当社又は第三者の権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。

#### 14. 本サービスの中断、停止

14.1 当社は次の場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断、または停止することがあります。

- (1) システム等の保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、当社の責に帰さない事由により運用上又は技術上当社が本サービスの中断が必要と判断した場合

14.2 当社は、前項各号のいずれかにより本サービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が発生しても、これに起因するお客様の損害について一切責任を負いません。

#### 15. 本サービスの内容の変更、終了

15.1 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。

15.2 当社が本サービスの内容を変更または提供を終了する場合、当社はお客様に変更または終了予定日の1カ月前までにその旨を通知するものとします。

#### 16. 保証の否認及び免責

16.1 当社は、本サービスがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、お客様による本サービスの利用がお客様に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

16.2 本サービスの利用に際してお客様または第三者が被った損害については、その原因がDMG森精機の故意または重過失による場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。

16.3 前項により、当社が賠償責任を負う場合であっても、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

#### 17. 秘密保持

17.1 当社及びお客様は、相手方の秘密情報（その開示方法にかかわらず、開示の際に秘密である旨を明示したものをいいますが、当社が知得する稼働情報にあっては秘密である旨の明示の有無を問いません。以下同じです。）を秘密として保持するものとし、法令により開示が義務付けられる場合を除き、相手方の書面による承諾なく秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

17.2 前項の定めにかかわらず、当社は、受託者に対し、本サービスの開発、販売、提供に関する業務の全部又は一部を委託するにあたって必要最小限の範囲において、お客様の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、受託者に対し本条に定める義務と同等以上の義務を課すとともに、受託者の義務違反について一切の責任を負うものとします。

17.3 第1項の定めにかかわらず、当社は、当社の子会社等に対し、第3条に定める収集、閲覧、分析に必要最小限の範囲において、稼働情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、子会社等に対し本条に定める義務と同等以上の義務を課すとともに、子会社等の義務違反について一切の責任を負うものとします。

#### 18. 分離可能性

本利用規程のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 19. 準拠法及び管轄裁判所

19.1 本利用規程の準拠法は日本法とします。

19.2 本利用規程または同意書に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2015年11月26日制定】

【2019年10月1日改定】

【2020年2月21日改定】

【2021年5月1日改定】

【2023年4月20日改定】